

改 正 後	改 正 前
第3 事業の実施要件等 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。 (1) 次の全てを満たすこと。 ア （略） イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る<u>地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）の区域内の全農家戸数に占める目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた認定農業者数の割合</u>以上となること。 (イ) （略） (2)～(6) （略） 2～5 （略）	第3 事業の実施要件等 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。 (1) 次の全てを満たすこと。 ア （略） イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る<u>地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める目標割合</u>以上となること。 (イ) （略） (2)～(6) （略） 2～5 （略）

第8 要件未達成の場合の措置

1～4 (略)

5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1の第9の1の(6)に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第10 経過措置

1 (略)

(削る。)

2 (略)

附 則

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

第8 要件未達成の場合の措置

1～4 (略)

5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の5に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第10 経過措置

1 (略)

2 第5に基づき平成17年度までに採択された事業実施地区又は平成18年度以降に採択される事業実施地区であって、事業申請時において第3の1の(1)のイの(ア)のアクションプログラムが地域協議会によって作成されていないものについては、第3の1の(1)のイの(ア)に規定する「地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める」を「市町村が定めた地域農業マスタープラン(経営対策体制整備推進事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知)第3の2に基づくものをいう。)に定める」と読み替えるものとする。

3 (略)

- 2 この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。